

2022年4月25日

受益者の皆様へ

いちよしアセットマネジメント株式会社

## 弊社投資信託の重大な約款変更に関する書面決議結果のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に対し、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、以下の追加型証券投資信託につきまして、2022年3月18日現在の受益者の皆さまを対象に、本日、信託財産留保額の廃止に伴う重大な投資信託約款の変更にかかる書面決議を行いました。

▶ 対象ファンド：

- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式
- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 内外債券
- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 オルタナティブ

その結果、議決権を行使することができる受益者の皆さまが保有する議決権数において、3分の2以上の賛成を得られましたので、当初の予定どおり2022年5月17日に投資信託約款の変更を行い、同日の換金申込分より適用されます。

なお、変更の内容につきましては、別添新旧対照表をご参照ください。

何卒ご理解賜りますと共に、今後とも引き続きご愛顧をお願い申し上げます。

敬具

➤ 新旧対照表

- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位として委託者の指定する指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1 口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位として委託者の指定する指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1 口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>

- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 内外債券
- ・ 投資信託 いちよしファンドラップ専用投資信託 オルタナティブ

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

新	旧
<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位として委託者の指定する指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1 口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位として委託者の指定する指定販売会社が定める単位（別に定める契約にかかる受益権については、1 口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、申込不可日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の<u>翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額</u>とします。</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>